

第5章 活用計画

5-1 公開その他の活用の基本方針

(1) 舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり事業

ア 事業背景

本市では、ブランドイメージである「赤れんが」「海・港」を活かした観光ブランド戦略を推進し、重要文化財である赤れんが倉庫群をはじめとする近代化遺産や、旧軍港の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた。

「舞鶴赤れんがパーク」の来場者数はオープン以来大きく増加しており、隣接する海上自衛隊施設の見学者数や近隣観光施設等でも来場者は増加傾向である。

今後、さらなる交流人口の拡大を図り、活力あるまちづくりを実現するためには、これまで以上に、赤れんがパークを拠点とする本市の歴史文化遺産等の魅力を高め、地域資源を最大限に活用することが求められている。

本市では、平成27年度から赤れんが周辺等まちづくり事業に取り組んでおり、同年度に「赤れんが周辺等まちづくり基本構想」を、平成28年度に「赤れんが周辺等まちづくり事業基本計画」を取りまとめた。平成29年度には、民間活力の導入・実施に向けた調査・検討とあわせて、整備内容をより具体化させた「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」を策定した（計画期間は令和元年度から概ね10年間）。

平成30年度からは、これらの計画をもとに今後進められる整備に伴う重要文化財の保存・活用に関する諸課題を整理し、取扱い方の基本方針となる重要文化財の保存活用計画の策定作業を進めている。

イ 全体方針

「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」では、赤れんがパークと、その周辺の文部科学省所管倉庫群（需品庫3棟）、防衛施設用地、文庫山学園、民有地等を含めたエリアを対象として、民間活力の導入も含めた整備を計画している。

整備の全体コンセプト、基本方針、整備コンセプトは以下のとおりである。

【全体コンセプト】

近代日本の礎を築いた海軍ゆかりの物語を伝え、舞鶴の人々の営みや英知を発信し、未来を創造する拠点をつくります。

美しい海と山に包まれた赤れんが倉庫群に重層する明治期からの物語が、これからはじまる舞鶴の未来を創ります。

【基本方針】

日本近代化の躍動を体感できるまちとして、重要文化財の赤れんが倉庫群を擁する「舞鶴赤れんがパーク」を中心に、海上自衛隊関連施設を含む周辺地域を一体的に整備し、日本有数の一大交流拠点をつくるべく、市街地も含めたエリアマネジメントにより、海軍ゆかりの地舞鶴のブランドを形成していきます。

整備の実施方針

イメージ・魅力の活用と 向上を図る整備の実施

- ・舞鶴の「赤れんが」「海・港」のイメージや魅力を最大限活用するとともに、魅力向上のための整備を実施します。

人の賑わいと流れを 生み出す整備の実施

- ・人々が楽しく安全で快適に移動でき、赤れんが周辺の回遊性と各施設の連携を高めるための整備を行います。

150万人を受入れる 基盤整備の実施

- ・年間来場者数 150 万人の受け入れが可能な交通インフラや駐車場等を整備します。

-基本的な考え方-

- ・建物群としての重要文化財を最大限活かした整備を実施します。
- ・エリアマネジメントの導入により、長期的なエリアの価値向上を目指します。
- ・来訪者・舞鶴市民・海上自衛隊・民間事業者それぞれにメリットが生まれ、人々に親しまれる整備を実施します。
- ・整備コストや関係者との協議調整の課題を踏まえながら可能な限り負担の少ない整備を行います。
- ・隣接する海上自衛隊施設とも調和のとれた賑わい創出の機能向上はもとより、防災拠点としての機能強化も図ります。
- ・官民連携による持続可能なエリア運営を行うため、民間活力の積極的な導入を図ります。

(赤れんが周辺等まちづくり実施計画より)

イ 全体整備内容

「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」では、今後の整備にあたって主に3つのコンセプトによるゾーニングを行っている。(図 5.1.3 と対応)

①イメージ・魅力の活用と向上を図る整備の実施

- ア 海側に広がる豊かな景観の魅力を享受できる親水空間を整備する。
- イ 赤れんがパークや海側の眺望を楽しむことができる新たな視点場を整備する。
- ウ エリアのシンボルである赤れんが倉庫群の視認性や景観の魅力を高めるために、赤れんが周辺の広場機能を整備する。

②人の賑わいと流れを生み出す整備の実施

- ア 赤れんがパーク駐車場から赤れんが博物館までの安全でスムーズな海側歩行者ネットワークを充実させるとともに、赤れんが周辺の回遊性と各施設の連携強化を図る。
- イ 海上自衛隊北吸棧橋等、周辺施設と連携を強化するために、赤れんがパークからの安全でスムーズな歩行者ネットワークを整備する。
- ウ 海側の歩行者動線と赤れんがパーク側の歩行者動線との結節点に広場を整備する。

③150万人を受入れる基盤整備の実施

- ア 広域観光客等を受け入れるためにメインゲートを整備する。
- イ 駐車台数を確保するとともに、安全で使いやすい駐車場を計画する。
- ウ イベント開催時でも、渋滞や混雑がなくスムーズに通行できる道路を整備する。
- エ 海軍の物語に船出する期待感をより高める新たな遊覧船乗り場を整備する。



図 5.1.1 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」全体整備計画図



図 5.1.3 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」全体鳥瞰図（南西から）



図 5.1.4 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」全体鳥瞰図（北東から）

ウ 赤れんが倉庫群の保存と活用に関する整備方針

整備方針
・重要文化財指定や都市公園法の枠組みを踏まえるとともに、保存活用計画の必要性について、文化庁と協議調整しながら保存を進め、民活の可能性についても検討します。 ・赤れんがパークの機能を拡充するために三角地エリア、三角地エリア南側、土地開発公社所有地、および民有地等を含む一体的な整備が望まれています。 ・No.1 7 倉庫前の広場については、立地環境や国道からの視認性を活かしながら活用を検討します。

整備内容
■重要文化財の保存と活用 ・重要文化財である赤れんが倉庫群の歴史的・文化的価値を損なわないよう、文化財の適切な修理・修繕を行うと共に、その利活用にあたっては、保存と活用を両輪として進めていきます。 ■地域に開かれた観光拠点としての赤れんが倉庫群の活用 ・重要文化財を含む赤れんが倉庫群は、地域住民にも開かれたオープンな広域集客の一大交流拠点として整備します。 ・赤れんが倉庫を活用し、広域集客拠点と地域住民を主体とした拠点の機能を同時に共存させ、広域集客拠点を目指しながらも、地域住民も利用できる機能を維持します。 ・赤れんがパーク内において、観光客が、地元の地域住民と触れ合えることも、赤れんがパーク観光の魅力の一つにするような交流拠点とします。 ■民間活力の導入検討 ・赤れんが倉庫の民間活力の導入については、調査結果を踏まえ、飲食事業、物販事業、展示事業、音楽関連事業、自衛隊関連事業、ホテル等の宿泊事業など、観光拠点を形成する事業の要素を組み込むとともに、地域住民の利用も視点に入れ検討します。 ■外部空間も含めた赤れんが倉庫群の一体的な活用 ・赤れんが倉庫の歴史・文化的価値を最大限に活かすため、重要文化財を含む赤れんが倉庫群を一体的なものとして活用します。 ・赤れんが倉庫の建物内の空間の活用をさらに効果的なものとするため、本赤れんがパーク内では、赤れんが倉庫の建物と建物の間の空間に、多様な特徴を持った広場を設けます。それら広場を建物の内部空間と一体的に活用することで、外部と内部のアクティビティを連動させたイベント等に利用することも可能になります。 ・赤れんが倉庫の景観の魅力は、内部空間もさることながら外観の際立った美しさでもあるため、広場から見る赤れんがを堪能することのできる「間」の空間づくりを大切にします ・新たに赤れんがパーク内の樹木等の植栽の整備をし、舞鶴の景観を織りなす、海、山といった自然要素と赤れんが倉庫群が融合した景色を創造します。

(赤れんが周辺等まちづくり実施計画より)

（２）重要文化財の活用基本方針

前項では舞鶴市が検討を進めてきた「赤れんが周辺等まちづくり事業」における赤れんがパーク全体とその周辺の整備方針並びに事業での赤れんが倉庫群の保存と活用に関する取り扱い方針について記した。

ここでは「赤れんが周辺等まちづくり事業」を踏まえ、「重要文化財建造物」としての保存・活用の観点から、旧舞鶴鎮守府倉庫施設の活用基本方針について以下に示す。

- ①将来にわたって文化財の価値を保存・継承していくために、適切な維持管理、計画的な修繕、必要な保存修理・耐震補強等を実施し、文化財の保存と活用を両輪で進める。
- ②文化財の価値や、その魅力の発信と向上に資する活用方法、運営手法等を検討し、積極的に公開活用を実施する。
- ③赤れんが倉庫群８棟としての一体的な価値を高めるため、文化財の周辺景観等に十分配慮した整備を実施する。
- ④周辺まちづくりや観光戦略等の方針と文化財の適切な調和を図り、文化財を核とした賑わい創出や交流拠点を目指す。

※上記全体方針に加え、６号～８号棟の基本方針はP.187で詳述する。

５－２ 公開計画

（１）公開範囲

ア 建物外観・外構

赤れんが１号～８号棟は常時望見可能である。敷地内は都市公園であり、常時立入可能である。なお、６号～８号棟は、屋根瓦等の落下の危険や、水路への転落防止の観点から、物品運搬路から建物側は立入禁止としている。今後の整備によって安全が確保されれば立入範囲を拡大する。

イ 内部

１号～５号棟は公開施設としてバックヤード部分を除き大部分を一般公開している。６号～８号棟は常時内部非公開である。今後の整備によって内部公開を図る。公開にあたっては、来館者の安全やバリアフリーに十分配慮した整備を行うものとする。

ウ 改修工事中の公開

今後想定される改修工事中には、文化財の価値とその保存について理解を広めるため、修理現場の公開を検討する。

5－3 活用基本計画

「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」を踏まえ、赤れんが1号～8号棟の活用基本計画について示す。なお、各棟の状況が今後の耐震改修、整備や施設の運営方法等によって異なるため、1号棟（赤れんが博物館）、2号～5号棟（民活想定エリア）、6号～8号棟（展示施設整備エリア）に分けて記述する。

（１）１号棟 赤れんが博物館

ア 施設概要

赤れんが博物館は「舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫」（明治36年竣工）を改修し、平成5年に開館した施設である。1階及び2階の約596m³（特別展示室32.67m³を含む）を展示スペースとし、「世界のれんが」や「日本のれんがの歩み」、「舞鶴市とれんが」等の「れんが」に関連する展示を行っている。年間来場者数は約5.5万人で、舞鶴市産業振興部観光振興課が所管して市の直営施設として運営を行っている。

開館から現在までにトイレ等の一部改修を実施しているが、展示内容の大規模なリニューアルは行われていない。

重要文化財指定以前に耐震補強・改修が行われており、指定範囲として「内装を除く」とされている。

イ 施設の課題

開館から30年近くが経過し、展示内容の更新が大きな課題である。また、赤れんがパークの中心部から距離が離れているため、赤れんがパークとの一体的な集客や来場者の回遊性に課題がある。

ウ 今後の活用方針

博物館としての機能を維持しつつ、展示内容のリニューアルや必要な機能の見直しを念頭に、重要文化財建造物の価値や魅力の向上、赤れんがパーク賑わい創出に資する効果的で集客性のある展示や施設用途の検討を進める。

また、海側遊歩道の整備や遊覧船乗り場に面した赤れんが博物館前の広場整備を計画しており、赤れんがパーク中心部との一体性や回遊性を高める活用内容を検討する。

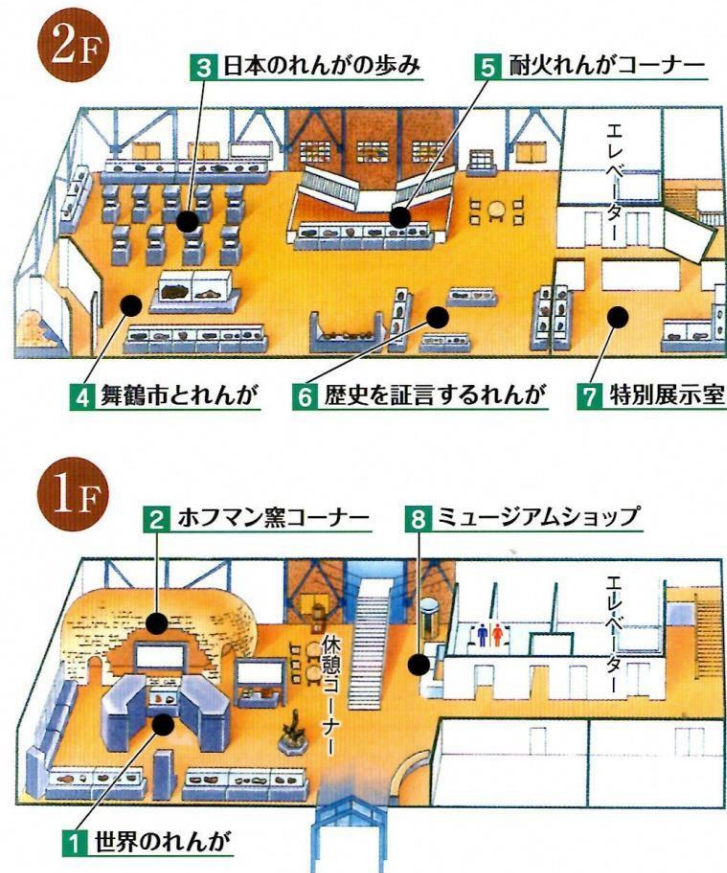


図5.3.1 赤れんが博物館フロア図（博物館HPより）

（２）２号～５号棟（民活想定エリア）

ア 施設概要

２号～５号棟は段階的に整備され、平成24年に全館オープンした施設である。指定管理者によって管理・運営されており、展示、事務スペース、管理者直営の物販エリア、テナントとしてのカフェ２店舗以外は貸館として運営されている。平成24年度の年間来場者数は約12.7万人であったが、令和元年度には約72.6万人にまで増加している。

２号棟は「舞鶴市政記念館」として平成６年に開館した。１階に赤れんがパークの総合案内としてインフォメーションカウンターが設置されている。他に、多目的ホール（200人収容）、カフェコーナー、特別会議室がある。２階には市政の歴史を紹介する展示エリア、事務所スペースがある。多目的ホールは、音楽イベント、式典、展示、講演会等、貸館として利用されている。

重要文化財指定以前に耐震補強・改修が行われており、指定範囲として「内装を除く」とされている。

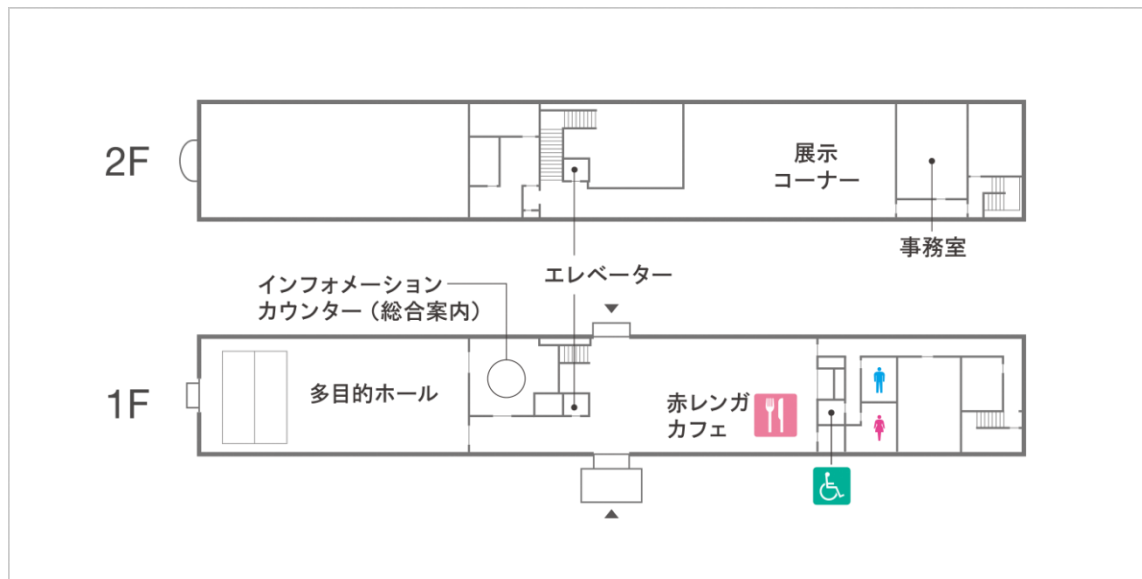


図5.3.2 2号棟フロア図(赤れんがパークHPより)

3号棟は「まいづる智恵蔵」として平成19年に開館した。1階に物販スペース「赤レンガショップ」、倉庫再現展示、企画展示室等がある。2階には、「海軍ゆかり展」として日本遺産や近代化遺産を紹介する展示スペース等がある。また、展示スペースの一部においてコワーキングスペースが開設されている。

重要文化財指定以前に耐震補強・改修が行われており、指定範囲として「内装を除く」とされている。

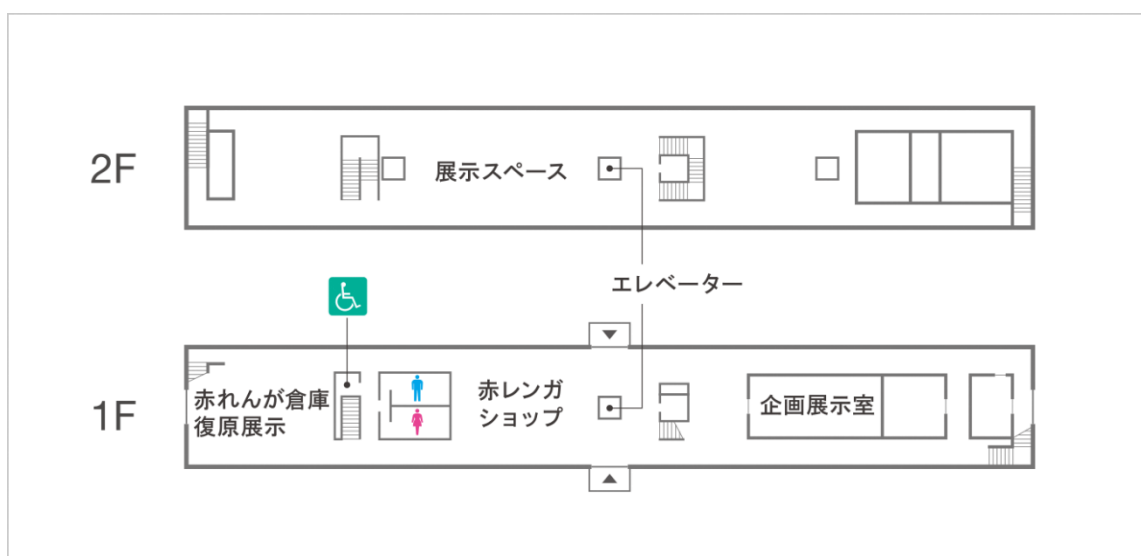


図5.3.3 3号棟フロア図

4号棟は「赤れんが工房」として平成24年に開館した。全館貸館スペースであり、1階にフリースペース、工房エリア、スタジオがある。2階にはフリースペース、工房がある。全館貸し切りでのイベント実施が可能であり、バザール、セミナー、展示、音楽イベント等で利用されている。

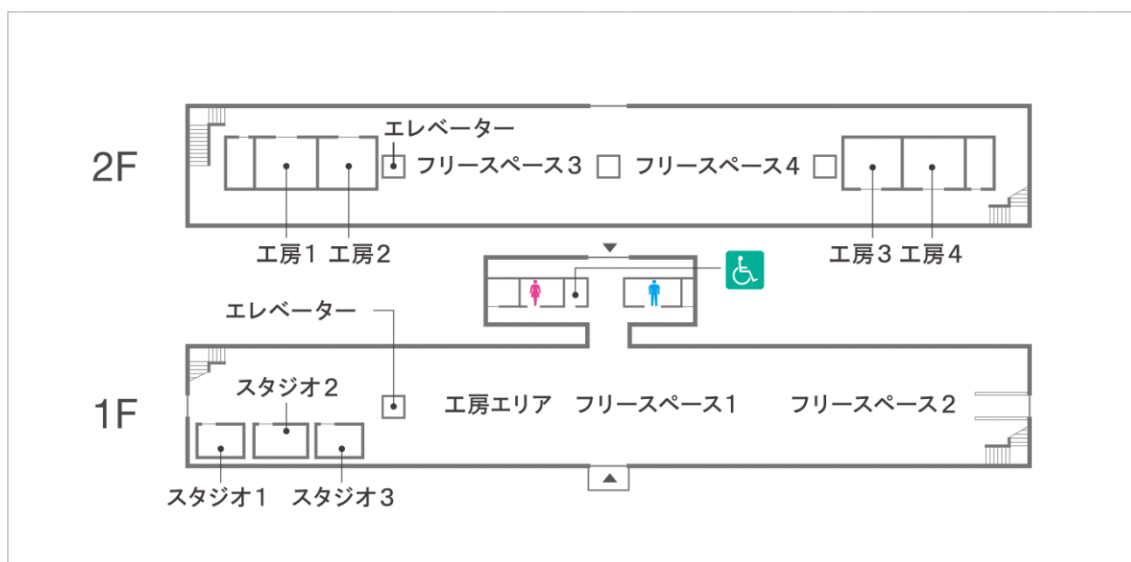


図5.3.4 4号棟フロア図

5号棟は「赤れんがイベントホール」として平成24年に開館した。1階には多目的ホールと5号棟カフェ（40席）がある。全館貸し切りでイベント実施が可能であり、ホールは音楽イベント、展示、バザール等、多彩なイベントで利用されている。2階は非公開としており、防災倉庫として利用している。

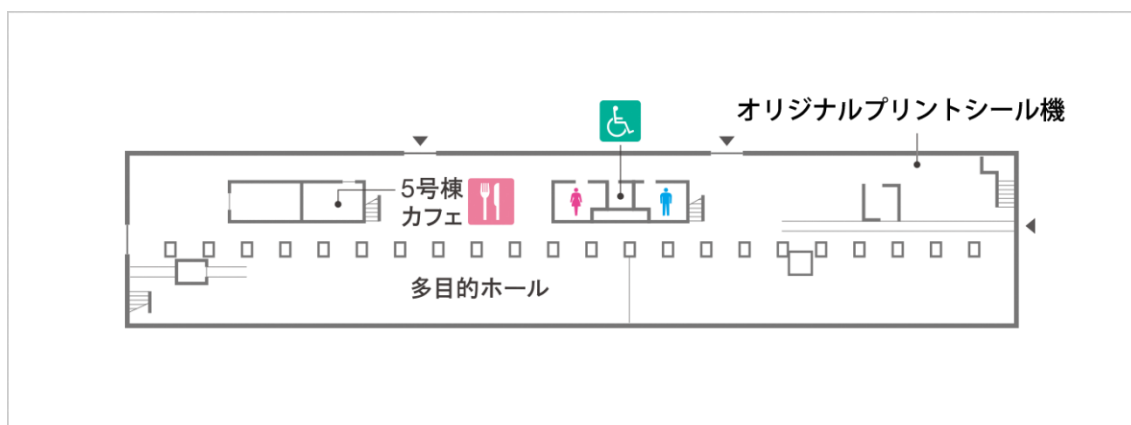


図5.3.5 5号棟フロア図

イ 施設の課題（2号～5号棟）

2号～5号棟の大部分が貸館スペースであるため、平日のイベントや催事が少ない時は施設の利用率が低く、来場者の滞在時間も比較的短い。また、常設のコンテンツや飲食・物販機能が限定的であり、来場者の消費額も低い傾向にある。

常設の展示に関しては、2号棟の「市政の歴史に関する展示」など、急増している市外からの観光客のニーズと必ずしもマッチしていない内容もある他、3号棟2階の「海軍ゆかり展」についてもコンセプトをもって当初から展示設計された内容ではないため、充実した内容とは言い難い。また、重要文化財である赤れんが倉庫そのものの歴史や価値、魅力を来場者に訴える機能も不足している。その他、段階的に各棟が整備されたことによるコンセプトや統一感の不一致、機能分担、効果的な動線の整備等に課題がある。

ウ 今後の活用方針

2号～5号棟については、赤れんが周辺等まちづくり事業において、パークPFI制度（一部は指定管理制度）によって新規事業者を公募し、各棟の用途・機能変更も含めて柔軟に効果的な活用方法を検討することとしている。

新規事業者の公募にあたっては、重要文化財であることを踏まえ、文化財的価値を損なわない、保存活用計画に基づいた活用方法を選定する。

また、各棟に分散している展示機能の集約（6号～8号棟への集約も含む）や貸館、インフォメーション、飲食・物販等の機能の分担、付加価値の高いコンテンツの提供、効果的な動線の整備などを、1号～8号棟までの全体で検討を進める。新規事業者を交え、総合的なエリアマネジメントを行う必要がある。

なお、令和3年度にパークPFI制度による新規事業者を公募し、令和4年度から新規事業者の管理運営が開始された。今後、段階的に整備が進められ、新たな活用が展開される見通しである。

エ 想定される活用案（2号～5号棟）

具体的な活用案は新規事業者によって計画されるが、赤れんがのロケーションを活かした飲食店の展開やユニークベニユー（貸館催事スペース）、ギャラリー、物販、シェアオフィス等、特色を生かした多彩な活用が想定されている。



図 5.3.6 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」

需品庫3棟とエントランス広場のイメージ（西から）

（３） 6号～8号棟（展示施設整備エリア）

6号～8号棟（需品庫3棟）は、文部科学省が所管する国有財産であり、耐震補強や文化財修理などの改修がなされていない。今後の活用にあたって必要な改修を行う。

「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」では6号～8号棟（需品庫3棟）およびその敷地部分は、赤れんがパーク駐車場からパーク中心部へのエントランス部分とされている。このことから来場者を迎え入れるメインゲートとして、3棟が連なる特徴を生かした整備を検討することとしている。

ア ゾーニングと動線

当該エリア（6号～8号棟とその敷地）の活用にあたって、図 5.3.2 のようにゾーニングする。

① 建物内部の活用を進めるエリア

建物内の活用を進めるとともに、3棟の中央をレールが貫いている特徴を活かし、各棟が有機的に接続されるよう整備する。また、運搬路に面した西側面の出入口には凹凸があるため、バリアフリーに配慮した上で、建物内にアクセスできるように整備する。

需品庫3棟を貫くレール及び、建物間のターンテーブル、ターンテーブルから運搬路

側へ延びるレールは、来場者の歩行の支障とならないよう配慮した上で、見学可能な整備を検討する。

② 需品庫3棟と運搬路「赤れんがロード」の景観を活かしたエリア

赤煉瓦と石敷きによる運搬路に面して、赤れんが倉庫が3棟並ぶロケーションは、全国的に見ても大変貴重である。とりわけ、戦前の時代設定等で映画やドラマの撮影で多用されており、本市のPRにとっても貴重な資源である。

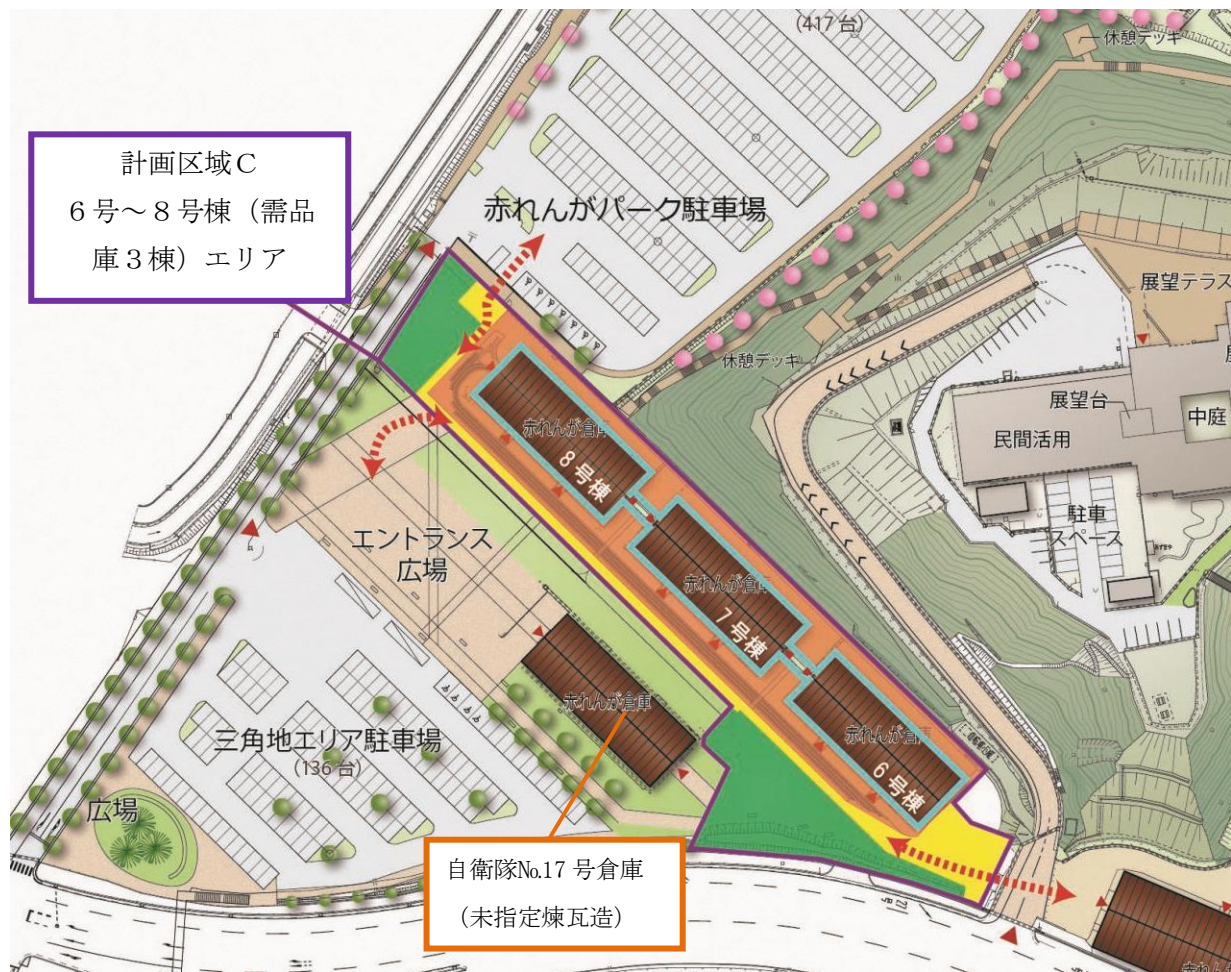
今後の活用にあたって外構に看板や照明等、工作物を設置する際には、最小限のものにとどめ、撮影時に取り外しが可能な措置を講じる等、文化財の景観とロケーション維持について配慮する。

③ 通路

赤れんがパークのエントランス部分にあたり、駐車場からパーク中心部への動線上に位置していることから、適切な通路を確保するとともに、需品庫エリアがパークの導入部（エントランス）としての機能を演出できるよう整備する。

④ 緩衝地

全体の景観を損なわないよう、植栽や芝等、適切に維持する。イベント時に活用できる多目的スペースとしての機能も想定する。



※計画区域C周辺の整備は「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に基づいて別途計画されている。

(ゾーニング)

建物内の活用を進めるエリア

需品庫3棟と運搬路「赤れんがロード」の景観を活かしたエリア

通路

緩衝地

動線

図 5.3.7 ゾーニングと動線

イ 建物内部の活用方法

6号～8号棟の3棟には、現在未活用であり、今後、展示施設を主とする新たな公開施設を整備する方針である。このため、一定の活用が進んでいる1号～5号棟とは別に、以下に基本方針と活用案を示す。

1. 基本方針

- ①貴重な文化財を将来に引き継ぐために、適切に文化財の修理・耐震対策等を実施する。
- ②見学者が文化財を安全に見学できる公開施設を整備する。
- ③現存する12棟の鎮守府倉庫の内、最も建設当初の姿を残している3棟の文化財的価値や特徴を活かし、確実な保存と公開等活用を進めることで、倉庫群全体の文化財的価値や意義の向上に資する整備を目指す。
- ④見学者が文化財に対して理解を深めるとともに、歴史的背景である鎮守府や軍港の歴史、近代化遺産や日本遺産のストーリーに親しめる展示等を行う。
- ④将来にわたって安定的に文化財を維持管理するため、公開施設の収益等によって計画的に修繕・修理を実施する。

方針③にある3棟の文化財的価値・特徴については、

明治期の海軍需品庫3棟とその敷地が建設当初の姿を残している

海軍の利用実態を具体的に示す建物・遺構・設備・敷地が総体として現存している

海軍需品庫がその敷地とともに現存していることに加え、当時の利用実態を具体的に示す敷地内の施設配置や外構の軌道、運搬路、建物内の設備等の総体で当時の情景が良く残されている。現存している12棟の鎮守府倉庫全体を考えるうえでも、鎮守府や軍港の歴史を理解する上でも貴重である。

等が指摘できる。今後の整備と活用案の作成にあたっては、基本方針に加えて、さらに下記の留意点・考え方を踏まえることで、上記に示した文化財的価値と特徴を減じない、文化財への理解に資する魅力ある活用を行うこととする。

(留意点・考え方)

- ①建物の文化財的価値を最大限に保存するため、現状を可能な限り保存する。
また、場合によっては一部当初の姿への復原を検討する。
- ②運搬路や軌道等、外構の諸施設を保存するとともに、景観を最大限に保存する。
- ③文化財の理解に資するよう、建物内の設備（荷揚機や昇降機、軌道）を活かしつつ、展示物や演出等で海軍倉庫として機能していた往時の姿を一部再現する。
- ④当該3棟を含む12棟（海上自衛隊倉庫4棟含む）の鎮守府倉庫群全体の歴史的評価や意義の向上に資するよう、鎮守府や軍港、軍港都市建設の歴史と一体となったストーリーとして一体的に理解できる展示を行う。
- ⑤公開施設の設備や什器等は文化財に負荷がかからないよう可能な限り可逆的な工法をとる。

2. 整備コンセプト

上記の基本方針等を踏まえ、6号～8号棟の公開施設のメインコンセプト案は以下のとおり示す。

オンリーワンのホンモノを 見る・知る・学ぶ・体感する

① ホンモノの「近代化遺産」

保存状態の良い、手つかずの明治期煉瓦倉庫が3棟連なって現存する貴重な文化財。ホンモノの持つ雰囲気、時代性、近代化遺産の力強さを感じることで見学者にとってオンリーワンの体験に。

② ホンモノの「ストーリー」

海軍倉庫としての建物（文化財）の歴史（ストーリー）

鎮守府設置から引揚港に至る舞鶴近代化のストーリー

日本遺産「日本近代化の躍動を体感できるまち」のストーリー

この需品庫の場に来て見て実感・体感できるストーリーに触れることで、文化財への理解が深まるエリアに

③ ホンモノの「ロケーション」

需品庫エリアは外構部分も含めてタイムスリップしたようなロケーションが魅力。フィルムコミッション支援による映画・ドラマ撮影実績も多数。

適切に景観を保全し、ロケーションの魅力を最大限に活用。

①の「ホンモノの「近代化遺産」」については、舞鶴市に現存している12棟の赤れんが倉庫の内、特にこの3棟の保存状態が極めて良い状態で現存していることを「ホンモノ」と表現している。全国的に見ても保存状態が良い明治期の煉瓦倉庫が連なって現存している極めて稀な事例であり、後の時代の大きな改造や、用途変更等がないため、外構部分の運搬路とあわせて旧海軍が使用していた当時の情景が良く残されている。舞鶴鎮守府開庁に向けて突貫工事で進められた建築工事にも関わらず、外観は意匠的にも凝っており、海軍の丹念なモノづくり精神が感じられる。農漁村が点在していた舞鶴の臨海部に、突如、国策として近代的で巨大な煉瓦造建造物が群立した光景は、まさに明治の時代と近代化を物語る遺産である。この3棟だからこそ、より「ホンモノ」の当時の時代背景、空気感、近代化を牽引したこうした遺産の力強さ、魅力を実感できるというコンセプトである。

また、②の「ホンモノの「ストーリー」」については、この3棟の存在が直接物語っている「ストーリー」を関連する展示とあわせて、その場でリアルに実感・体験するというコンセプトである。3棟の建設に至った背景には、舞鶴鎮守府設置と軍港建設の国家的プロジェクトがあり、各赤れんが倉庫が近代的な軍港のインフラとして計画的にその役割を担っていた。倉庫内に引き込まれた軍港引込線は、阪神方面から福知山、新舞鶴駅を経て軍港至る物資輸送の大動脈で、鎮守府設置による近代的な都市整備やインフラ整備の一端を物語っている。また、倉庫に設置された昇降機や巻上機は、ここで行われていた軍港での荷役の情景をリアルに伝えてくれる。実際にこの3棟の中でこのようなストーリーに触れることで、新築した博物館の展示では味わえないリアルな実感・体験を提供する。

③の「ホンモノの「ロケーション」」は、この3棟エリアでの数々の映画・ドラマ撮影実績が物語っているように、敷地部分の魅力的なロケーションを活かすということである。需品庫3棟の外観に加えて、赤煉瓦と花崗岩で舗装された運搬路、石積みの水路、倉庫と倉庫を繋ぐレール、貨車を回転させるターンテーブル、木製電柱（昭和期か）などの遺構が残り、この3棟の一角は他にはない独特の景観を残している。明治時代にタイムスリップしたような体験を提供するというコンセプトである。

①②③を通じて、多くの見学者にこの3棟エリアでしか味わえない「ホンモノ」を見て、知って、学んで、体験していただき、この3棟を核とした「重要文化財 舞鶴旧鎮守府倉庫施設」の価値・魅力の発信と、賑わいの創出につなげる。

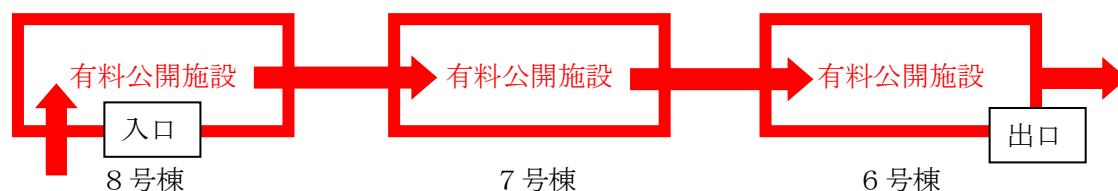
3. 施設配置と動線

6号～8号棟のエリアは、現在の赤れんがパーク駐車場からの動線上にあたる。また、隣接する防衛省敷地（三角地）の整備が進めば、南側にも駐車場が整備され、将来的には海上自衛隊No.17倉庫（未指定煉瓦造倉庫）の活用も考えられるなど、来場者の動線が複数想定できる。

6号～8号棟の整備にあたっては、パーク全体のマネジメントの中で、動線や施設配置を十分検討する必要がある。想定される施設配置としては以下のような案が考えられる。

なお、新たに整備する公開施設は、文化財の適切な維持管理に充てるため、入館料等を徴収する有料施設として運営することを想定している。

公開施設のイメージ



駐車場から見た8号棟



8号棟から6号棟方向

図5.3.8 6・7・8号棟敷地の様子

4. 展示施設の内容

6・7・8号棟に整備する公開施設の概要について、想定される内容を以下に示す。なお、具体的な内容は今後計画を進めるため、細部については変更される場合がある。

8号棟「舞鶴ガイドンス展示」（仮称）

来場者が駐車場からの動線で最初に足を踏み入れるれんが倉庫となるため、舞鶴鎮守府開庁から始まる舞鶴近代化のストーリーや当該文化財の概要について、映像等で親しみやすく体感的に知ることができるガイドンス展示を想定。赤れんが倉庫群の歴史や文化に親しんでもらえるよう、ミュージアムショップ等の設置も検討する。また、1階南側には、7号棟に続く「舞鶴近代化展示」として一部資料展示等を計画する。展示には主に1階を利用する。

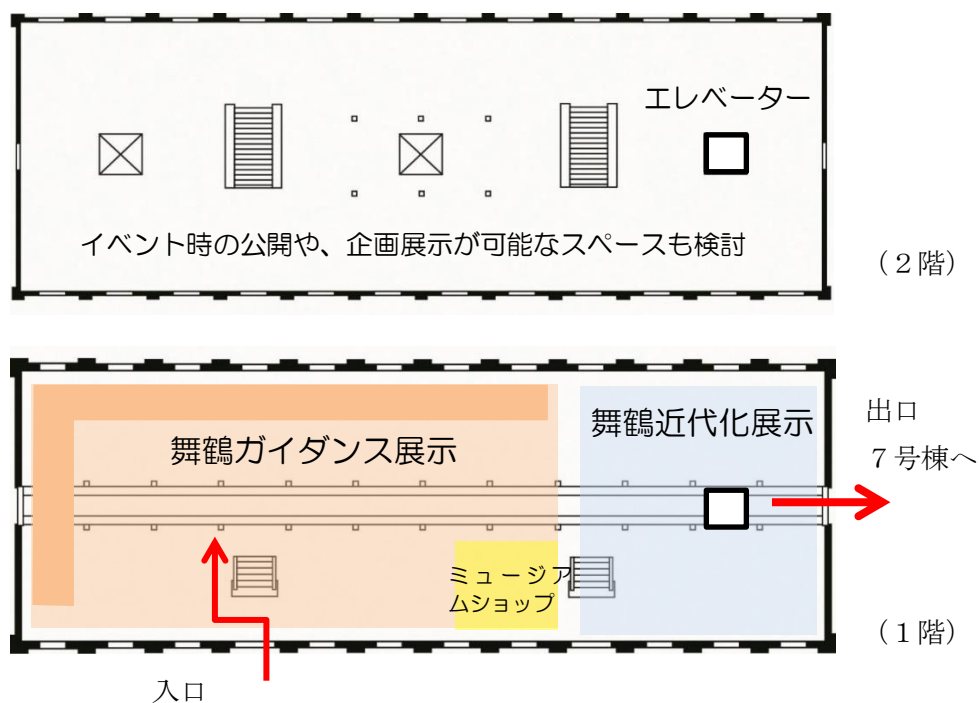
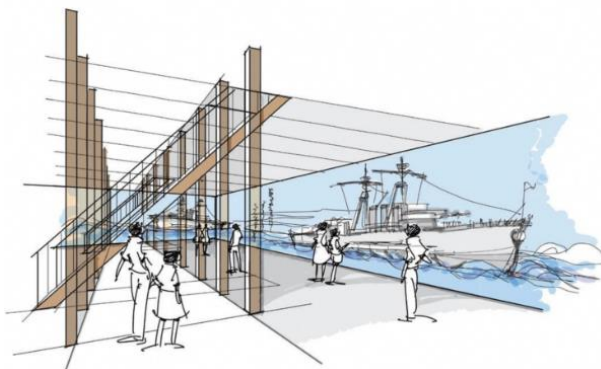
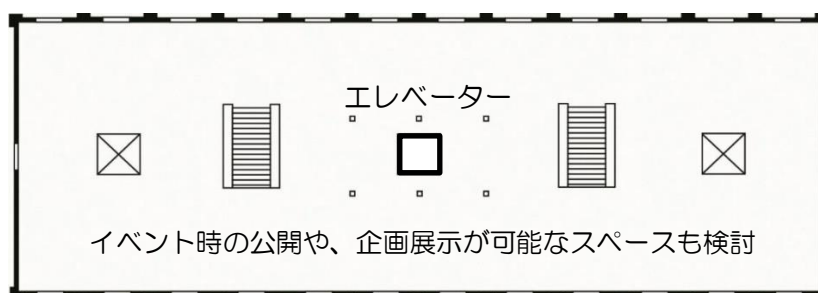


図5.3.9 8号棟の整備イメージ

7号棟 「舞鶴近代化展示」（仮称）

舞鶴が歩んできた近代化の躍動のストーリーを、舞鶴鎮守府関連実物資料や市内に多く残る多彩な近代化遺産を交えて紹介。近代化遺産でもある需品庫の空間で、ストーリーを実感、体感できる展示を想定。

展示には主に1階を利用するが、2階にも一部展示できるスペースを設ける等、2階の見学について検討する。



(2階)

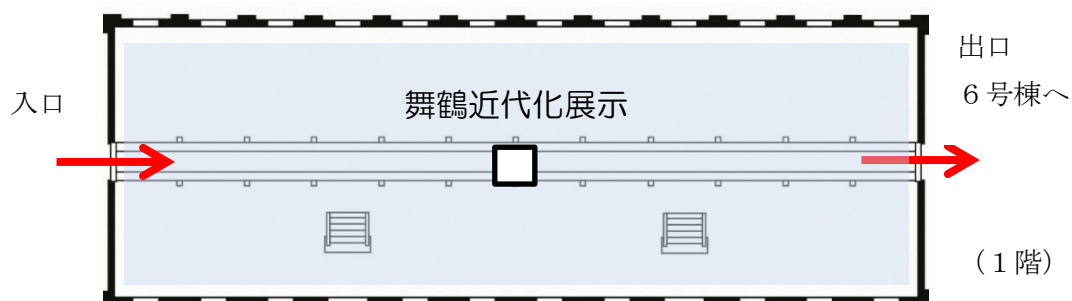


図5.3.10 7号棟整備イメージ

6号棟 「赤れんがのまちと舞鶴港の今」（仮称）

「舞鶴近代化展示」に続き、国防や海の安全、造船や貿易等、戦後に軍港から発展した現在の舞鶴港の姿を紹介。あわせて市民活動から始まった赤れんが建造物の保存・活用や、まちづくりによって、「赤れんがのまち」のブランド形成に至ったストーリーを紹介。近代化の歴史物語から現在、未来の舞鶴へつながる展示で構成。



また、赤れんが倉庫群の歴史や文化に親しんでもらえるよう、体験型コンテンツ等の設置を検討する。展示には主に1階を利用する。

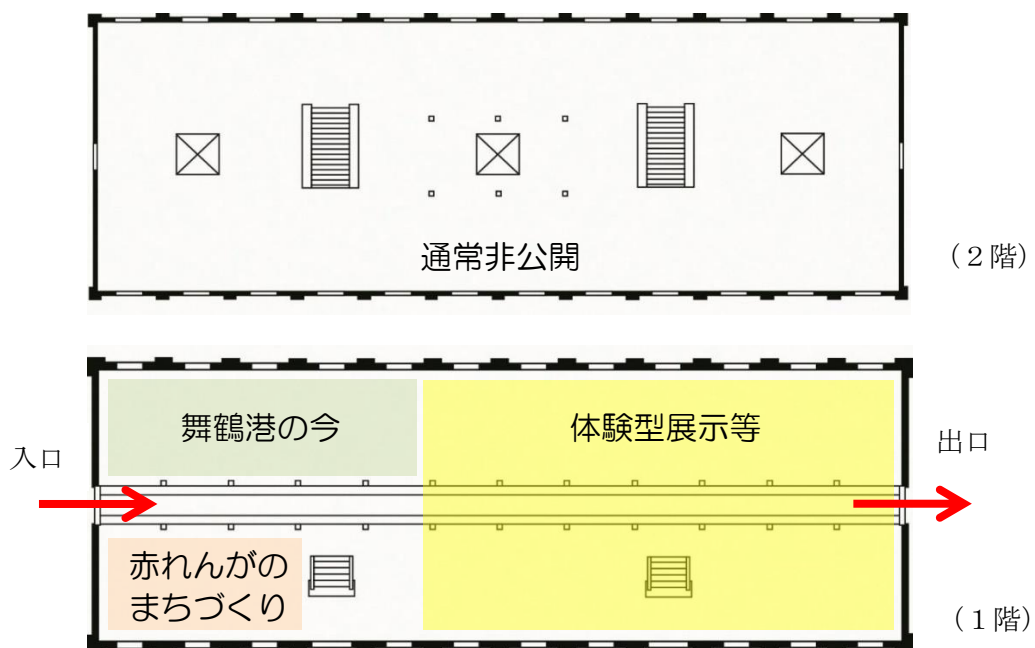


図5.3.11 6号棟整備イメージ

外構部分

パーク中心部へのエントランスとして、イベント時のスペースや、3棟が連なる景観を活かした写真等の撮影スポット、映画・ミュージックビデオ・TV等の撮影に適したロケーション機能が想定される。

5－4 建築計画

6号～8号棟（需品庫3棟）の整備を前提とした建築計画を以下に示す。計画区域A及びBについては一定整備済みであるため割愛する。

（１）公開活用に係る施設・設備等

前述の活用方法を踏まえ、想定される主な施設・設備等について記載する。

建物内

（施設等）

ア 階段・エレベーター

2階への動線は、西側出入口に接続した階段が2箇所存在する。2階部分を活用する際には既存の荷揚げ口を活用する等、文化財への影響を最小限としつつ、エレベーターの設置について検討する。

イ トイレ

当初の倉庫には無い機能であるため、建物内への設置は配慮が必要である。明治期より建物外部の山側に便所が2箇所設けられていたことを踏まえ、建物外部への設置も考えられる。

（設備等）

ウ 電気設備

室内各所に露出角型コンセントが設置されているが、設備類は耐用年数を経過しており、全面改修が必要である。また、今後の活用案に合わせ、電気容量等の検討が必要である。電動巻上機に伴う配電盤等は、適宜保存する。

エ 照明設備

建物内の照明設備は、戦後に設置された吊り下げ型の水銀灯が使用されている。また一部で過去に用いられていた吊り下げ型の直管蛍光灯が撤去されずに残っている状況である。戦前の照明設備の有無、仕様については不明である。

今後の活用案に合わせ、適切な照度を確保すると共に、照明設備のデザインについて配慮を要する。

オ 空調・換気設備

現状、各棟各階に4基ずつ換気扇が設置されている他に空調・換気設備は無い。今後の活用案に合わせ、適切な空調設備を整備する。空調ダクト等については荷揚げ口の既

存開口部を活用し、文化財への影響を最小限とする。

カ 給排水衛生設備

現状、建物内に上水道の引込はされておらず、給排水設備は整備されていない。今後の活用案に合わせ、適切に整備する。引込には通気口等の既存開口部を利用し、文化財への影響を最小限とする。

外構

(施設等)

ア 通路・地面の整備

現状、公園通路部分の舗装敷以外は未舗装である。活用にあたって舗装を行う際には、最小限の範囲とし、自然色舗装仕様とする等、景観に配慮する。また、運搬路と公園通路の間は碎石敷きとなっているが、碎石によって運搬路の煉瓦が破損するため、今後の整備では碎石敷きを撤去するとともに、他の場所でも碎石敷きを行わない。

需品庫に伴う赤煉瓦と石敷の運搬路は、需品庫の歴史的機能を理解する上で重要な構成要素である。現状、運搬路の煉瓦は、表面の破損が進んでいる箇所も見受けられ、保護の措置が必要である。適切な補修を行うとともに、日々の管理においても、運搬路への車両の乗り入れを原則禁止とする。

イ 看板、サイン

現状、公園内の案内サインが数箇所に設置されている。今後の整備では、来場者に分かりやすいサインはもとより、景観に配慮し、ロケーション撮影時に支障とならないよう留意する。

(設備等)

ウ 電気設備

外構には敷地外から電気を引き込む支線の電柱が建てられている。特に需品庫3棟に沿って建てられた電柱は木製で（一部コンクリート）、それ自体が貴重な一景観を構成している。今後の活用にあたっては、木製電柱を保存（腐食しているものは交換）することとし、電気設備として不足があれば、別系統の配線を施す等、検討を行う。

エ 照明設備

現状の外構における照明設備は、木製電柱に設置された電灯と、建物のライトアップ用LED照明である。電灯は現代の代替品である。

今後の活用にあたっては、外構部分の照明増設が想定されるが、デザインに特に留意し、ロケーション撮影の支障とならないように配慮する。また、効果的なライトアップの手法についても検討する。

オ 給排水設備

敷地内には上水道が引き込まれており、数箇所に散水栓が設置されているが適切に機能していない。今後の活用に合わせて適切に整備する。

敷地内には需品庫に伴う当初の排水路が存在する。また、既存の公園通路縁に排水溝が設置されており、それらは敷地北東の集水升に接続し、海側に排水されている。

敷地内の一部で排水不良箇所があり、大雨時に浸水する恐れがあるため、建物改修に合わせて敷地内排水を検討する。

また、汚水の排水については、現状では敷地内に下水道が引き込まれていない。活用にあたって必要な場合は敷地（指定範囲）の保全に配慮して適切に整備を行う。

（２）計画条件の整理

ア 文化財保護法

6号～8号棟の活用にあたっては、文化財保護法を遵守する。なお、現状変更等の手続きについては、第6章で述べる。

イ 建築基準法および関連法令

6号～8号棟は重要文化財であるため、建築基準法第3条第1項第1号により、同法については適用除外となる。しかしながら、建物の保護や利用者の安全確保、また高齢者、障害者による施設利用の円滑化といった観点から、建物の耐震性、耐火性、あるいは避難時の安全性、彩光・換気・排煙をはじめとした建築設備の内容、バリアフリー設備の内容などといった事柄について、建築基準法および関連する法令（「建築基準法施行令」「建築基準法施行規則」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「耐震改修促進法」など）と照合し、それらが定める基準を満足していない部分については、重要文化財であることを踏まえた上で、有効な対策について検討する。

ウ 消防法および関連法令

6号～8号棟は重要文化財であるため、消防法施行令別表第1の(17)項に記載されるところにより、防火対象物である。また、今後の活用方法によっては、複合用途防火対象物と見做される可能性もあるので、活用案の作成に伴い、消防法および関連法令（「消防法施行令」「舞鶴市火災予防条例」など）と照合し、消防署と協議した上で、消防計画を定め、適切な消防設備の整備を検討する。

エ その他

今後の活用方法によっては、都市計画法、都市公園法、国有財産法等、土砂災害防止法等、関連法令を遵守する。また、業種ごとの運営に関わる法律（例：食品衛生法、倉庫業法など）については、活用案の作成に伴い、個別に検討を要する。

5－5 実施に向けての課題

（１）管理運営

今後の活用にあたっては、2号～5号棟は民間事業者によって管理されており、6号～8号棟は指定管理者による管理等が考えられる。また、テナントとして物販や飲食等、複数の事業者が活用に関わることも想定される。重要文化財であることを関係者が十分認識し、共通理解のもとで適切に管理が行われるよう、管理運営方法を検討する必要がある。

（２）文化財の維持・修繕

1号～8号棟まで、各棟の日常的な維持管理（清掃・除草等）に加えて、建具塗装の塗り直しや雨漏り修理等、定期的に修繕が求められる。複数の管理者が運営に関わる中で、適切に文化財を維持・修繕していけるよう関係者で十分協議する必要がある。

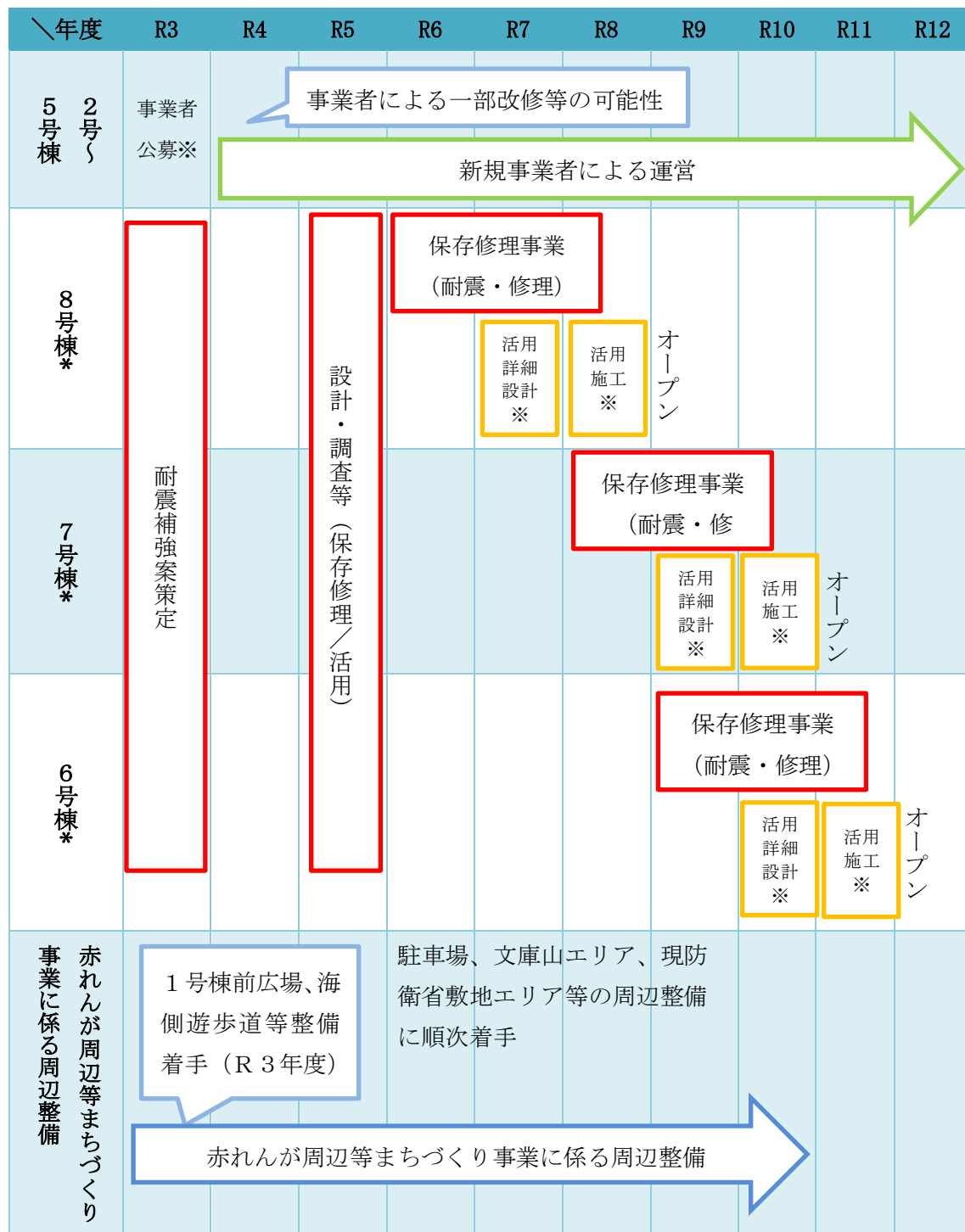
（３）バリアフリー対策

6号～8号棟の整備では、段差の解消やエレベーターの設置など、公開にあたってバリアフリー対策に取り組むこととする。ただし、重要文化財である建造物への影響を最小限にするとともに、文化庁と十分協議の上、必要に応じて文化財保護法上の手続きを取る。

（４）整備時期

令和元年度～令和3年度にかけて、6号～8号棟の耐震診断・補強案策定を実施した。今後、活用案の具体化とあわせて補強案を検討し、必要な耐震改修・修理に着手する予定である。文化庁・京都府と十分協議の上、文化財補助金等を活用しながら整備を進めることとする。

想定スケジュール



事業者公募の範囲は2号～5号棟（1号棟は除く）

*6号～8号棟の施工順序は活用整備内容等によって入れ替わる可能性がある。

※活用工事には、国庫補助（公開活用事業）を一部検討する可能性がある。

赤れんが周辺等まちづくり事業は令和元年度から概ね10年を事業期間としており、整備は用地取得や財源等の関係でスケジュール・内容が変更される場合がある。